

奈良県公安委員会告示第21号

昭和42年10月奈良県公安委員会告示第21号（道路交通法施行令第27条、第39条第2項及び第39条の2に規定する掲示板を定める告示）の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から施行する。

令和7年2月28日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

題名を次のように改める。

道路交通法施行令第39条第2項に規定する掲示板を定める告示
本則中「第27条、」及び「及び第39条の2」を削る。